

○こども未来館条例

平成19年 6 月14日

条例第30号

こども未来館条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、こども未来館（以下「未来館」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 子どもを中心として様々な世代の人々がふれあう場及び機会を提供し、もって子どもの健やかな成長及び市民の交流に資するため、未来館を次の場所に置く。

豊橋市松葉町三丁目1番地

(事業)

第3条 未来館は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 子どものための遊び及びふれあいに関する活動を実施すること。
- (2) 子どものための体験活動を実施すること。
- (3) 子育ての相談及び情報提供に関すること。
- (4) 様々な世代の市民の交流に関する活動を実施すること。
- (5) その他市長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第4条 未来館の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

(指定管理者の業務の範囲)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 未来館の事業として市長が定める事業の実施に関する業務
- (2) 未来館の利用の承認に関する業務
- (3) 未来館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) その他市長が定める業務

(一部改正〔平成22年条例41号〕)

(利用の承認及び利用料金)

第6条 未来館の施設のうち別表第1に掲げるものを利用しようとする者及びまち空

間に入場しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）及び駐車場を利用する者は、未来館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者が定める日まで（まち空間利用料金にあっては承認を受けた際、駐車場利用料金にあっては自動車を出場させる際）に指定管理者に納付しなければならない。

3 利用料金は、別表第1から別表第3までに掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

（一部改正〔平成22年条例41号〕）

（利用料金の減免）

第7条 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

（一部改正〔平成22年条例41号〕）

（利用の制限）

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用を承認しない。

（1） 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあると認めたとき。

（2） 公益上又は管理上支障があると認めたとき。

（一部改正〔平成22年条例41号〕）

（権利譲渡等の禁止）

第9条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（一部改正〔平成22年条例41号〕）

（利用承認の取消し等）

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用の承認を取り消し、又は利用の停止を命ずることができる。

（1） 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

（2） 公益上又は管理上特に必要があると認めたとき。

（一部改正〔平成22年条例41号〕）

（利用料金の還付）

第11条 納付された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を還付することができる。

（1） 指定管理者が前条第2号の規定により、利用の承認を取り消し、又は利用の停止を命じたとき。

(2) 利用者の責に帰することができない事由により利用できなくなったとき。

(3) 利用者が、指定管理者が定める日までに利用の承認の取消しを申し出て、指定管理者が相当の事由があると認めたとき。

(一部改正〔平成22年条例41号〕)

(特別の設備)

第12条 利用者は、未来館の施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

(一部改正〔平成22年条例41号〕)

(原状回復)

第13条 利用者は、未来館の施設の利用を終わったとき、又は第10条の規定により利用の承認を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(一部改正〔平成22年条例41号〕)

(入館の制限)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その者に対して未来館への入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。

(1) 入館者に迷惑をかけ、又は未来館の施設、設備、展示品等を損傷するおそれがあると認めたとき。

(2) 管理上支障があると認めたとき。

(損害賠償)

第15条 入館者は、未来館の施設、設備、展示品等を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示に従い、損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(管理の基準)

第16条 指定管理者は、この条例及び関係規則並びに個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)の定めるところに従い、適正に未来館の管理を行わなければならない。

(一部改正〔令和4年条例42号〕)

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)

第17条 豊橋市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年豊橋市条例第33号)第11条第1項の規定により、市長が未来館の管理の業務の全部又

は一部を自ら行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、若しくは業務の停止の期間が終了するまでの間又は市長が必要があると認める間、市長は、別表第1から別表第3までに掲げる額を使用料とみなして、当該額の範囲内において、市長が定める使用料を徴収する。

- 2 前項の場合にあっては、第6条第2項、第7条及び第11条の規定を準用する。この場合において、第6条第2項中「利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、「まち空間利用料金」とあるのは「まち空間使用料」と、「駐車場利用料金」とあるのは「駐車場使用料」と、第7条中「指定管理者は、市長が定める基準に従い」とあるのは「市長は、特別の事由があると認めたときは」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第11条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

（追加〔平成22年条例41号〕）

（委任）

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（一部改正〔平成22年条例41号〕）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
- （準備行為）
- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前において行うことができる。
- （公の施設で長期かつ独占的な利用及び廃止を議会の議決に付すべきものに関する条例の一部改正）
- 3 公の施設で長期かつ独占的な利用及び廃止を議会の議決に付すべきものに関する条例（昭和39年豊橋市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

（19） こども未来館

附 則（平成22年3月31日条例第14号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月17日条例第41号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に改正前の第6条第1項の規定により同日以後の使用の承認を受けた者に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年12月12日条例第34号) 抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。(後略)

(公の施設の使用等に係る経過措置)

第2条 平成26年4月1日(以下「施行日」という。)前にこの条例(第1条、第2条(別表第3(4)有料公園施設を利用する場合駐車場の部の改正を除く。)、第6条から第8条まで、第10条、第14条から第25条まで、第27条(別表第1の改正を除く。)、第29条、第30条、第32条から第40条まで、第42条から第45条まで及び第50条から第56条までの規定に限る。以下同じ。)による改正前の各条例の規定により施行日以後の使用等について使用料等を領収した場合における当該使用料等の額については、この条例による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成26年12月11日条例第49号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成31年3月27日条例第14号) 抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(公の施設の使用等に係る経過措置)

第2条 平成31年10月1日(以下「施行日」という。)前にこの条例(第1条、第2条、第4条から第7条まで、第9条から第14条まで、第15条(第3条及び第6条の改正並びに別表第3を削る改正を除く。)、第17条から第28条まで、第31条から第39条まで、第41条から第45条まで、第47条、第51条、第52条、第54条及び第57条の規定に限る。以下同じ。)による改正前の各条例の規定により施行日以後の使用等について使用料等を領収等した場合における当該使用料等の額については、この条例による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和3年6月25日条例第20号)

(施行期日)

1 この条例は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の公布の日以前にこの条例による改正前の各条例の規定によりこの条例の施行の日以後の利用について承認を受け、又は申請をした者の当該利用に係る利用料金の額については、この条例による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和４年12月16日条例第42号）抄

（施行期日）

第１条 この条例は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和７年12月19日条例第58号）抄

（施行期日）

第１条 この条例は、令和８年４月１日（次条において「施行日」という。）から施行する。

別表第１（第６条関係）

（一部改正〔平成22年条例41号・25年34号・31年14号・令和３年20号・７年58号〕）

専用利用料金の限度額

時間 区分		昼間		夜間	全日
		午前９時30分 から午後１時まで	午後１時30分 から午後５時まで	午後５時30分 から午後９時まで	午前９時30分 から午後９時まで
企画展示室		円 5,300	円 5,300	円 5,300	円 17,400
研修室	全面利用	3,970	3,970	3,970	13,030
	半面利用	1,980	1,980	1,980	6,500
スタジオA		5,820	5,820	5,820	19,120
スタジオB		1,480	1,480	1,480	4,860
ものづくり工房		3,320	3,320	3,320	10,900
キッチン工房		4,050	4,050	4,050	13,290

備考

1 この表の時間外において利用するときの利用料金は、１時間につき（１時間

に満たないときは、1時間とみなす。）、その利用が午前9時30分以前のときは午前9時30分から午後1時までの、午後9時以後のときは夜間の時間区分の1時間に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げる。）とする。

2 時間区分を連続して利用するときの利用料金は、当該時間区分に係る利用料金の額を合算した額に、午後1時から午後1時30分までの30分間にあつては午前9時30分から午後1時までの、午後5時から午後5時30分までの30分間にあつては午後1時30分から午後5時までの時間区分の30分間に相当する額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を加算した額とする。

3 市外の者が利用する場合の利用料金は、当該利用料金の1.5倍の額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

4 入場料若しくは会費の類を徴収する場合又は企業活動に利用する場合の利用料金は、当該利用料金の3倍の額とする。

5 第3項の規定は、前項の規定に該当する場合については、適用しない。

別表第2（第6条関係）

（一部改正〔平成22年条例14号・41号・26年49号・令和3年20号〕）

まち空間利用料金の限度額

区分	普通入場券 (1人1日につき)		定期入場券 (1人1年につき)
	個人	団体(20人以上)	
大人	300円	240円	1,500円
小人	150円	120円	450円

備考

- 1 大人とは、小人以外の者をいう。ただし、小学校就学前の者を除く。
- 2 小人とは、小学校、中学校、高等学校及びこれらに準ずる学校に在学する児童又は生徒をいう。

別表第3（第6条関係）

（一部改正〔平成22年条例41号〕）

駐車場利用料金の限度額

区分	利用料金
----	------

30分までごとに	150円
----------	------